



パート ③③

4月から児童扶養手当が変わります

新制度……対象児童が18歳に到達後、最初の3月まで支給

現行……対象児童が18歳の誕生日まで支給

〔対象者〕

手当を受けることができる方は、次の各号のいずれかにあてはまる児童を監護している母または、母にかわってその児童を養育している方です。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が重度の障害（国民年金の障害等1級程度）にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から一年以上遺棄されている児童
- ⑥父が法令により一年以上拘禁されている児童
- ⑦未婚の子で、父から認知されていない児童
- ⑧父母ともに不明の児童

上記の条件にあてはまっても下記のような場合は手当が受けられない場合もあります。

- ①対象児童が母の配偶者（内縁関係等を含む）に養育されている時
- ②対象児童や、手当を受けようとする母、または養育者が国民年金（老齢福祉年金を除く）厚生年金等公的年金を受けることができる時また一定額以上の所得がある場合手当の支給が制限または停止されることがあります。

〔現況届〕

受給されている方は、町から送付された現況届を8月11日から9月10日までに提出してください。現況届の提出がない場合は手当が受給できなくなります。



『児童扶養手当』とは？

父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育されている母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

問合せ 住民福祉課福祉係

☎84-1211 内線 156

シルバー・人権・行政合同法律相談

対象者 高齢者・一般

日 時 3月15日(水) 午後1時～3時

場 所 町民会館B会議室

問合せ 住民福祉課福祉係

☎84-1211 内線155

ふれあい福祉講座

対象者 福祉に関心のある方

日 時 3月25日(土) 午後1時30分～3時30分

場 所 九十九里ホームデイサービスセンター

内 容 講義「ボランティアの心」
実技「腰痛体操」

申込み 3月22日まで

九十九里ホーム・

デイサービスセンター ☎73-2115

篠本の工業団地予定地

立ち入らないようお願いします。

切り倒した木や大型機械があり大変危険ですので、工業団地予定地内には入らないでください。